

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-114117  
(P2015-114117A)

(43) 公開日 平成27年6月22日(2015.6.22)

(51) Int.Cl.		F I		テーマコード (参考)
<b>GO 1 N 1/04</b>	<b>(2006.01)</b>	GO 1 N 1/04	H	2 G 0 4 5
<b>GO 1 N 33/48</b>	<b>(2006.01)</b>	GO 1 N 33/48	S	2 G 0 5 2

審査請求 有 請求項の数 4 O L (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2013-254041 (P2013-254041)  
 (22) 出願日 平成25年12月9日 (2013.12.9)  
 (11) 特許番号 特許第5545560号 (P5545560)  
 (45) 特許公報発行日 平成26年7月9日 (2014.7.9)

(71) 出願人 513310726  
 三浦 重雄  
 北海道枝幸郡枝幸町梅ヶ枝町 1 7 0 - 1  
 (74) 代理人 240000224  
 弁護士 弁護士法人 ベリーベスト法律事務所  
 (72) 発明者 三浦 重雄  
 北海道枝幸郡枝幸町梅ヶ枝町 1 7 1 番地 1  
 Fターム(参考) 2G045 AA22 AA36 CB04 HA06 HA14  
 2G052 AA28 BA04 BA17 JA04

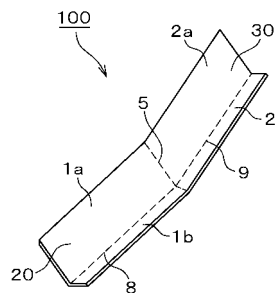
(54) 【発明の名称】 採便具

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】洋式、和式便器を問わず、正確かつ効率的に検便用の便を採取可能にし、採便者が便器に触れることなく衛生的に採便作業を行えるようにする。

【解決手段】採便具 100 を、便受取部 20 と把持部 30 とから構成し、便受取部 20 には第 4 の折込線 8 を介して連設される側壁 1 a、1 b を設け、把持部 30 には第 5 の折込線 9 を介して連設される板状体 2 a、2 b を設けてなり、便受取部 20 と把持部 30 の連設部には把持部 30 を便受取部 20 側へ折り込み可能にする第 1 の折込線 5 を設ける。

【選択図】 図 1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

検使用の便を採取するための採便具であって、  
検使用の便を受取るための便受取部と、  
該便受取部の一端に連設され、該採便具を把持するための把持部と  
を備えることを特徴とする採便具。

**【請求項 2】**

該便受取部と該把持部とのなす角度が鈍角であることを特徴とする請求項 1 に記載の採便具。

**【請求項 3】**

該便受取部を水平に置いた場合に、該把持部が上方かつ横方向に屈曲して連設されていることを特徴とする請求項 2 に記載の採便具。

**【請求項 4】**

該便受取部と該把持部との連設部に該把持部を該便受取部側へ折り込み可能にする第 1 の折込線が設けられていることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の採便具。

**【請求項 5】**

該便受取部と該把持部との連設部及びその近傍に、該便受取部を水平に置いた場合に上方かつ横方向に屈曲して連設されている該把持部を該便受取部の直線延長方向に位置する箇所

に折るための第 2 の折込線が設けられるとともに、  
該便受取部と該把持部との連設部には該把持部を該便受取部側へ折り込み可能にする第 3 の折込線が設けられていること  
を特徴とする請求項 3 に記載の採便具。

**【請求項 6】**

該便受取部は、便の受けこぼしを防止するための一对の側壁を有するものであって、  
該一对の側壁は該一对の側壁のそれぞれの下端一辺に設けられる、一方の側壁を他方の側壁へ向けて折込み可能にする第 4 の折込線を介して連設されるとともに、  
該把持部は一对の板状体からなり、  
該一对の板状体は該一对の板状体のそれぞれの下端一辺に設けられる、一方の板状体を他方の板状体へ向けて折込み可能にする第 5 の折込線を介して連設されていること  
を特徴とする請求項 4 又は 5 に記載の採便具。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、検使用の便を採取するための採便具に関する。

**【背景技術】****【0002】**

従来、検使用の便を採取する方法としては、主に、便器内に大量のトイレットペーパーを敷き、ここに便を落とし込んだ後、そこから検便に必要な便を採取すること等が行われていた。しかし、この方法では、検便に必要な便を効率よく採取することができず、また、衛生面において問題があった。

**【0003】**

そこで、このような問題を解決するものとして、便器内の水溜り上部にセットする採便具が知られている。

**【0004】**

この採便具の構造として、特許文献 1 には、便器内の水溜り上部にセットする二つに折りたためる便受け部と、左右の便器縁上面に接着して取り付ける接着部と、該接着部内端から立ち下り、該便受け部とをつないでかつ折りたためる繋ぎ部とからなる採便具が記載されている。

10

20

30

40

50

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】特開2006-10666号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

しかし、特許文献1に記載されている採便具は、接着部を左右の便器縁上面に接着して取り付けるものであることから、便受け部の位置は必然的に固定される。このため、特許文献1に記載されている採便具では、その取付位置が正確でない場合、検使用の便を採取することができない（便が全て便器内の水溜り部に落下してしまう）。 10

【0007】

また、検使用の便に尿又は経血が付着すると正確な検便が行えないことから、検使用の便を採取する者（以下、「採便者」という。）は、検使用の便に尿又は経血が付着しないよう気を払いながら採便作業を行わなければならない。しかし、特許文献1に記載されている採便具では、便受け部の位置が固定されていることから、採便者は、容易に検使用の便に尿又は経血が付着しないよう採便作業を行うことができない（採便者は、尿又は経血が便器内の水溜り部に垂れ流れるよう（便受け部に尿又は経血が垂れ落ちないように）、腰を動かす等して尿又は経血の落下位置を調整しなければならず、わずらわしさに堪えない） 20

【0008】

さらに、特許文献1に記載されている採便具では、便受け部が接着部、繋ぎ部を介して、中に浮いている状態（便器内部の壁面からプランコのように中に浮いている）であることから、便の重みや落下速度によっては、検使用の便が便受け部よりこぼれ落ちてしまう可能性がある（検使用の便を便受け部にて受取ることができない）。 30

【0009】

加えて、特許文献1に記載されている採便具は、洋式便器の蓋及び便座を上げた状態で接着部を左右の便器縁上面に接着する必要があることから、採便者は、これをセットする際、一度、便器に触れる必要があり、衛生面において問題がある。 30

【0010】

最後に、特許文献1に記載されている採便具は、洋式便器の水溜り上部に便受け部が位置されるようセットするものであるが、便器の水溜り上部が採便者の肛門付近に位置しない和式便器においては、検使用の便を便受け部に落とし込む位置が定まらず、正確かつ効率的に検使用の便を採取することができない（便が全て便器内に落下してしまう）。 30

【0011】

そこで、本発明に係る採便具は、上記点に鑑みてなされたものであり、洋式、和式便器を問わず、正確かつ効率的に検使用の便を採取可能にし、採便者が便器に触れることなく衛生的に採便作業を行えることを目的としてなされたものである。 40

【課題を解決するための手段】

【0012】

請求項1の発明に係る採便具は、検使用の便を採取するための採便具であって、検使用の便を受取るための便受取部と、該便受取部の一端に連設され、該採便具を把持するための把持部とを備えることを特徴とする。 40

【0013】

請求項2の発明に係る採便具は、請求項1に記載の発明に係る採便具において、該便受取部と該把持部とのなす角度が鈍角であることを特徴としている。 40

【0014】

請求項3の発明に係る採便具は、請求項2に記載の発明に係る採便具において、該便受取部を水平に置いた場合に、該把持部が上方かつ横方向に屈曲して連設されていることを特徴とする。 50

## 【0015】

請求項4の発明に係る採便具は、請求項1又は2に記載の発明に係る採便具において、該便受取部と該把持部との連設部に該把持部を該便受取部側へ折り込み可能にする第1の折込線が設けられていることを特徴とする。

## 【0016】

請求項5の発明に係る採便具は、請求項3に記載の発明に係る採便具において、該便受取部と該把持部との連設部及びその近傍に、該便受取部を水平に置いた場合に上方かつ横方向に屈曲して連設されている該把持部を該便受取部の直線延長方向に位置する箇所を折るための第2の折込線が設けられるとともに、該便受取部と該把持部との連設部には該把持部を該便受取部側へ折り込み可能にする第3の折込線が設けられていることを特徴とする。

10

## 【0017】

請求項6の発明に係る採便具は、請求項4又は5に記載の発明に係る採便具において、該便受取部は、便の受けこぼしを防止するための一对の側壁を有するものであって、該一对の側壁は該一对の側壁のそれぞれの下端一辺に設けられる、一方の側壁を他方の側壁へ向けて折込み可能にする第4の折込線を介して連設されるとともに、該把持部は一对の板状体からなり、該一对の板状体は該一对の板状体のそれぞれの下端一辺に設けられる、一方の板状体を他方の板状体へ向けて折込み可能にする第5の折込線を介して連設されていることを特徴とする。

## 【発明の効果】

20

## 【0018】

請求項1に記載の発明は、検便の便を受取るための便受取部の一端に該採便具を把持するための把持部が連設されていることから、採便者は、洋式便器の便座に腰かけた後、又は、和式便器上にしゃがみこんだ後に、該把持部を把持しながら本発明を自身の肛門下方域に容易にセットすることができる（採便者は、自身の肛門下方域に該便受取部を容易に位置させることができる）。

## 【0019】

また、本発明では、採便者が該把持部を把持することで自由に該便受取部の位置を調節可能なことから、採便具自体が便器に固定される採便具に比べ、便の状況（便の堅さ、落下速度、方向等）に合わせて、正確かつ効率的に検便の便を採取することができる。

30

## 【0020】

さらに、本発明では、検便の便採取時に採便者が触れるのは、該把持部のみであることから、採便者は便器に触れることなく衛生的に採便作業を行うことができる。

## 【0021】

請求項2に記載の発明では、該便受取部と該把持部とのなす角度が鈍角に形成されていることから、採便者は、洋式便器の便座に腰かけた際、又は、和式便器上にしゃがみこんだ際、より自身の体に近い位置で本発明を把持することができる。これにより、本発明では、請求項1に記載の発明の効果に加えて、採便者は、より楽な姿勢で本発明を把持することができるとともに、該便受取部の位置を調節できる。

## 【0022】

40

請求項3に記載の発明では、該便受取部を水平に置いた場合に、該把持部が上方かつ横方向に屈曲して連設されていることから、採便者は、洋式便器の便座に腰かけた後、又は、和式便器上にしゃがみこんだ後に、容易に自身の尿道下方域及び女性器下方域（以下、尿道下方域及び女性器下方域を合わせて「尿道等下方域」という。）を避けながら、肛門下方域に本発明をセットすることができる（自身の尿道等下方域を避けつつ、肛門下方域に該便受取部を容易に位置させることができる）。これにより、本発明では、請求項2に記載の発明の効果に加えて、採便者は、容易に検便の便に尿又は経血が付着しないよう採便作業を行うことができる。

## 【0023】

請求項4に記載の発明には、上述のとおり、第1の折込線が設けられていることから、

50

本発明では、請求項 1 又は 2 に記載の発明の効果に加えて、コンパクト（二つ折り）に該採便具を収納かつ廃棄処分することができる。

【0024】

請求項 5 に記載の発明には、上述のとおり、第 2 及び第 3 の折込線が設けられていることから、本発明では、請求項 3 に記載の発明の効果に加えて、コンパクト（二つ折り）に該採便具を収納かつ廃棄処分することができる。

【0025】

請求項 6 に記載の発明には、上述のとおり、請求項 4 に記載の発明に設けられる第 1 の折込線並びに請求項 5 に記載の発明に設けられる第 2 及び第 3 の折込線に加え、第 4 及び第 5 の折込線が設けられていることから、本発明では、請求項 4 又は 5 に記載の発明の効果に加えて、さらに該採便具をコンパクト（矩形かつ扁平）に収納かつ廃棄処分することができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0026】

【図 1】本発明の実施例 1 に係る採便具を右方向からみた斜視図である。

【図 2】本発明の実施例 1 に係る採便具を正面方向からみた斜視図である。

【図 3】本発明の実施例 1 に係る採便具の右側面図である。

【図 4】本発明の実施例 1 に係る採便具の把持部を便受取部側へ折り込んだ状態を表す斜視図である。

20

【図 5】本発明の実施例 1 に係る採便具の一方の側壁及び板状体を他方の側壁及び板状体側へ折り込んだ状態を表す斜視図である。

【図 6】採便者が洋式便器において、本発明の実施例 1 に係る採便具を使用している状態を表す左側面図である（洋式便器のみ断面図）。

【図 7】採便者が和式便器において、本発明の実施例 1 に係る採便具を使用している状態を表す左側面図である。

【図 8】本発明の実施例 2 に係る採便具を右方向からみた斜視図である。

【図 9】本発明の実施例 2 に係る採便具を正面方向からみた斜視図である。

【図 10】本発明の実施例 2 に係る採便具の右側面図である。

【図 11】本発明の実施例 2 に係る採便具の把持部を便受取部の直線延長方向に位置する箇所へ折り込んだ状態を表す正面方向からみた斜視図である。

30

【図 12】本発明の実施例 2 に係る採便具の把持部を便受取部側へ折り込んだ状態を表す斜視図である。

【図 13】本発明の実施例 2 に係る採便具の一方の側壁及び板状体を他方の側壁及び板状体側へ折り込んだ状態を表す斜視図である。

【図 14】本発明の実施例 2 に係る採便具の便受取部と肛門下方域及び尿道等下方域との位置関係を表す図である。

【図 15】本発明の採便具の変形例を表す斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0027】

以下、図面を用いて本発明の詳細を説明する。

40

【実施例 1】

【0028】

まず、図 1 から図 5 を用いて、本発明の実施例 1 に係る採便具 100 の形態について説明する。

【0029】

本発明の実施例 1 に係る採便具 100 は、便受取部 20 及び把持部 30 を備える。

【0030】

図 1 は本発明の実施例 1 に係る採便具を右方向からみた斜視図であり、図 2 は本発明の実施例 1 に係る採便具を正面方向からみた斜視図である。また、図 3 は本発明の実施例 1 に係る採便具の右側面図を表す。さらに、図 4 は本発明の実施例 1 に係る採便具の把持部

50

を便受取部側へ折り込んだ状態を、図5は本発明の実施例1に係る採便具の一方の側壁及び板状体を他方の側壁及び板状体側へ折り込んだ状態を表す斜視図である。

【0031】

便受取部20は、図1及び2に示すとおり、側壁1a、1bより構成される。側壁1a及び1bは矩形からなり、それぞれの長手方向の長さは概ね20cm、短手方向の長さは概ね5cmに形成される。また、側壁1a、1bは、それぞれの下端一辺に設けられる第4の折込線8を介して連設されており、便受取部20は、側壁1a、1bのなす角度により、断面視V字状にて形成される。このとき、側壁1aと1bのなす角度を概ね80度に形成するとよい。

【0032】

把持部30は、図1及び2に示すとおり、板状体2a、2bより構成される。板状体2a及び2bは矩形からなり、それぞれの長手方向の長さは概ね20cm、短手方向の長さは概ね5cmに形成される(便受取部20の長手方向及び短手方向の長さと同じ長さに形成する)。また、板状体2a、2bは、それぞれの下端一辺に設けられる第5の折込線9を介して連設されており、把持部30は、板状体2a、2bのなす角度により、断面視V字状にて形成される。このとき、板状体2aと2bのなす角度を概ね80度に形成するとよい。

【0033】

便受取部20と把持部30は、図1及び図2に示すとおり、第1の折込線5を介して連設されており、便受取部20と把持部30のなす角度は、概ね140度に形成される(すなわち鈍角に形成される。例えば図3)。また、便受取部20と把持部30は、共に非水溶性の厚紙にて形成することができる。

【0034】

図5に示すとおり、採便具100は、上述の第1の折込線5、第4の折込線8及び第5の折込線9に沿って矩形かつ扁平に折りたたむことができる。具体的には、まず、第1の折込線5に沿って把持部30を便受取部20側へ折り込む。続いて、把持部30が便受取部20側へ折り込まれた状態、すなわち、採便具100が二つ折りとなった状態(図4)のまま、第4の折込線8と第5の折込線9に沿って側壁1b及び板状体2bを側壁1a及び板状体2a側へ折り込むようにする。これにより、採便具100は矩形かつ扁平に折りたたまれる(図5)。なお、このとき、第1の折込線5に沿って便受取部20を把持部30側へ折り込み、第4の折込線8及び第5の折込線9に沿って側壁1a及び板状体2aを側壁1b及び板状体2b側へ折り込むことで、採便具100を矩形かつ扁平に折りたたむこともできる。

【0035】

次に、図6及び図7を用いて、本発明の実施例1に係る採便具100の使用方法について説明する。

【0036】

図6は、採便者が洋式便器において、本発明の実施例1に係る採便具を使用している状態を表す左側面図であり(洋式便器のみ断面図)、図7は、採便者が和式便器において、本発明の実施例1に係る採便具を使用している状態を表す左側面図である。

【0037】

まず、採便具100は、図5に示すように矩形かつ扁平に折りたたまれた状態で採便者300に配布される(例えば、採便具100は、検査用紙が入った封筒等にコンパクトに収納される。)

【0038】

次に、採便具100を受け取った採便者300は、矩形かつ扁平に折りたたまれた採便具100を使用可能な状態に復元する。具体的には、まず、採便者300は、第4の折込線8及び第5の折込線9に沿って側壁1a及び板状体2aと側壁1b及び板状体2bをそれぞれ外側へ開き(図4と同じ状態)、続いて、第1の折込線5に沿って便受取部20と把持部30をそれぞれ外側へ開くようにする。これにより、採便具100は、使用可能な

10

20

30

40

50

状態に復元される（例えば、図 1 乃至図 3 と同じ状態）。

【 0 0 3 9 】

そして、採便者 3 0 0 は、洋式便器 9 0 の便座に腰かけた後、又は、和式便器 9 1 上にしゃがみこんだ後に、把持部 3 0 を把持することで採便具 1 0 0 を把持し、採便具 1 0 0 を自身の股の間から肛門下方域 7 0 へ挿入する（図 6、図 7）。このとき、便受取部 2 0 と把持部 3 0 のなす角度は、概ね 1 4 0 度に形成されていることから（すなわち鈍角に形成される。例えば図 3）、採便者 3 0 0 は、より自身の体に近い位置で採便具 1 0 0 を把持することができ、便受取部 2 0 を肛門下方域 7 0 へ容易に導くことができる。

【 0 0 4 0 】

採便具 1 0 0 を肛門下方域 7 0 へ挿入した後、採便者 3 0 0 は、肛門下方域 7 0 に位置する便受取部 2 0 へ向けて検使用の便 6 0 を落下させる（図 6、図 7）。このとき、便受取部 2 0 の側壁 1 a と 1 b のなす角度は概ね 8 0 度に形成されていることから、確実に便受取部 2 0 にて検使用の便 6 0 を受け取ることができる（側壁 1 a と 1 b のなす角度が小さすぎると、便受取部 2 0 の検使用の便 6 0 の受取幅が小さくなることから、便受取部 2 0 にて検使用の便 6 0 を受取れない可能性があり、また、側壁 1 a と 1 b のなす角度が大きすぎると検使用の便 6 0 の重みで便受取部 2 0 が下方に折れ曲がり、検使用の便 6 0 が便受取部 2 0 よりこぼれ落ちてしまうおそれがある）。

10

【 0 0 4 1 】

なお、検使用の便 6 0 の状況（便の堅さ、落下速度、方向等）は、その日の体調によって様々であるが、採便者 3 0 0 は、把持部 3 0 を把持することで自由に便受取部 2 0 の位置を調節可能なことから、検使用の便 6 0 の状況（便の堅さ、落下速度、方向等）に合わせて、検使用の便 6 0 を正確かつ効率的に便受取部 2 0 にて受け取ることができる（例えば、便が飛び散るように落下する場合には、採便者 3 0 0 は、把持部 3 0 を左右に動かすことで便受取部 2 0 を便の落下位置に合わせ調節する等）。また、採便具 1 0 0 を、例えば非水溶性の厚紙にて形成しておけば、検使用の便 6 0 に水分が多く含まれている場合でも、採便具 1 0 0 は溶けることなく、検使用の便 6 0 を便受取部 2 0 にて受け取ることができる。

20

【 0 0 4 2 】

続いて、採便者 3 0 0 は、便受取部 2 0 に検使用の便 6 0 が載った状態のまま、採便具 1 0 0 を自身の股の間から抜き出し、検使用の採取棒等にて必要な便を採取し、これを検査機関に提出する。このとき、採便者 3 0 0 は把持部 3 0 を把持したまま、採取棒等にて便を採取できることから、手を汚すことなく係る作業を行うことができる。

30

【 0 0 4 3 】

最後に、採便者 3 0 0 は、使用済みの採便具 1 0 0 を専用の廃棄袋等に入れることで、これを処分する。このとき、採便具 1 0 0 は、上述のとおり、第 1 の折込線 5、第 4 の折込線 8 及び第 5 の折込線 9 に沿って矩形かつ扁平に折りたたむことができることから（図 5）、採便具 1 0 0 をコンパクトにして廃棄処分することも可能である。なお、採便具 1 0 0 を、例えば、非水溶性の厚紙にて形成しておけば、可燃ゴミとして焼却することができる。

【 0 0 4 4 】

このように、本発明では、便受取部 2 0 と把持部 3 0 が第 1 の折込線 5 を介して連設されており、便受取部 2 0 と把持部 3 0 のなす角度が概ね 1 4 0 度に形成されていることから（すなわち鈍角に形成される。例えば図 3）、採便者 3 0 0 は、より自身の体に近い位置で本発明を把持することができ、洋式便器 9 0 の便座に腰かけた後、又は、和式便器 9 1 上にしゃがみこんだ後に、把持部 3 0 を把持しながら本発明を自身の肛門下方域 7 0 に容易にセットすることができる（採便者 3 0 0 は、自身の肛門下方域 7 0 に便受取部 2 0 を容易に位置させることができる）。

40

【 0 0 4 5 】

また、本発明では、上記構成から、採便者 3 0 0 が把持部 3 0 を把持することで自由に便受取部 2 0 の位置を調節可能なことから、採便具自体が便器に固定される採便具に比べ

50

、便の状況（便の堅さ、落下速度、方向等）に合わせて、正確かつ効率的に検使用の便60を採取することができる。

【0046】

さらに、本発明では、検使用の便採取時に採便者300が触れるのは、把持部30のみであることから、採便者300は便器（洋式便器90、和式便器91）に触れることなく衛生的に採便作業を行うことができる。

【0047】

加えて、上述のとおり、採便具100は、第1の折込線5、第4の折込線8及び第5の折込線9に沿って矩形かつ扁平に折りたたむことができることから（図5）、本発明では、採便具100をコンパクトにして収納かつ廃棄処分することができる。

【0048】

なお、本実施例では、側壁1a及び1bと板状体2a及び2bのそれぞれの長手方向の長さを概ね20cm、短手方向の長さを概ね5cmに形成するものとしているが、採便者300が、洋式便器90の便座に腰かけた後、又は、和式便器91上にしゃがみこんだ後に、把持部30を把持することで採便具100を把持し、採便具100を自身の股の間から肛門下方域70へ挿入することができるのであれば、側壁1a及び1bと板状体2a及び2bのそれぞれの長さを他の長さで形成することも可能である。例えば、体の小さな者が使用する採便具100の場合には、側壁1a及び1bと板状体2a及び2bのそれぞれの長手方向の長さを概ね15cm、短手方向の長さを概ね3cmに形成し（採便具100を小さいサイズにする）、体の大きな者が使用する採便具100の場合には、側壁1a及び1bと板状体2a及び2bのそれぞれの長手方向の長さを概ね25cm、短手方向の長さを概ね7cmに形成してもよい（採便具100を大きいサイズにする）。

【0049】

また、本実施例では、把持部30を便受取部20の長手方向及び短手方向の長さと同じ長さに形成するものとしているが、採便具100を第1の折込線5、第4の折込線8及び第5の折込線9に沿って矩形かつ扁平に折りたたむことができるのであれば、把持部30（板状体2a及び2b）と便受取部20（側壁1a及び1b）の長手方向及び短手方向の長さがそれぞれ異なってもよい。例えば、把持部30（板状体2a及び2b）の長手方向の長さを20cmとし、便受取部20（側壁1a及び1b）の長手方向の長さを15cmとしてもよい。また、把持部30（板状体2a及び2b）の短手方向の長さを3cmとし、便受取部20（側壁1a及び1b）の短手方向の長さを7cmとすることもできる。

【0050】

さらに、本実施例では、側壁1a及び1bと板状体2a及び2bのそれぞれのなす角度を概ね80度に形成するものとしているが、（1）確実に便受取部20にて検使用の便60を受け取ることができ、（2）検使用の便60の重みで便受取部20が下方に折れ曲がり、検使用の便60が便受取部20よりこぼれ落ちるのを防止することができるのであれば、これらのなすそれぞれの角度を他の角度で形成してもよい。例えば、これらのなすそれぞれの角度を、概ね60度～110度に形成してもよいし、側壁1a及び1bのなす角度と板状体2a及び2bのなす角度を異なる角度に形成してもよい（例えば、側壁1a及び1bのなす角度を概ね80度に形成し、板状体2a及び2bのなす角度を概ね60度に形成する等）。

【0051】

また、本実施例では、便受取部20と把持部30のなす角度を概ね140度に形成するものとしているが、採便者300が、より自身の体に近い位置で採便具100を把持することができ、便受取部20を肛門下方域70へ容易に導くことができるのであれば、便受取部20と把持部30のなす角度は、この角度に限定されるものではない。例えば、腕の長さが短い者が使用する採便具100の場合には、便受取部20と把持部30のなす角度を概ね110度に形成し（腕の長さが短いため、便受取部20と把持部30のなす角度がより直角に近い方が、体に近い位置で採便具100を把持し易くなる）、腕の長さが長い

10

20

30

40

50

者が使用する採便具 100 の場合には、便受取部 20 と把持部 30 のなす角度を概ね 150 度に形成してもよい（腕の長さが長いため、便受取部 20 と把持部 30 のなす角度が水平（180 度）に近い方が採便具 100 を把持し易い）。なお、採便者 300 が自身の体に近い位置で採便具 100 を把持しなくてもよいとするのであれば、便受取部 20 と把持部 30 のなす角度を概ね 180 度（便受取部 20 と把持部 30 が概ね水平に位置するように）に形成してもよい。

#### 【0052】

加えて、本実施例では、側壁 1a と 1b のなす角度、板状体 2a と 2b のなす角度及び便受取部 20 と把持部 30 のなす角度が不変であることを前提としているが、これらの角度を可変のものとしてもよい。例えば、採便作業を行う際、採便者 300 が検使用の便 60 が水分を多く含むことから、飛び散るように落下すると予測する場合には（お腹を下している状況）、側壁 1a と 1b のなす角度を 80 度から 110 度に広げ、便受取部 20 の検使用の便 60 の受取幅を大きくすることで、便受取部 20 にて検使用の便 60 を正確に受取るようにすることもできる。また、採便者 300 の手が小さい場合には、板状体 2a と 2b のなす角度を 80 度から 60 度に小さくし、把持部 30 を把持し易く調節することもできる。さらに、腕の長さが短い者が採便具 100 を使用する場合には、便受取部 20 と把持部 30 のなす角度を 140 度から 110 度に変更し（腕の長さが短いため、便受取部 20 と把持部 30 のなす角度がより直角に近い方が、体に近い位置で採便具 100 を把持し易くなる）、腕の長さが長い者が採便具 100 を使用する場合には、便受取部 20 と把持部 30 のなす角度を 140 度から 150 度に変更する（腕の長さが長いため、便受取部 20 と把持部 30 のなす角度が水平（180 度）に近い方が採便具 100 を把持し易い）等、採便者 300 の体型に合わせて採便具 100 を把持し易いよう調節することもできる。このような構成によれば、あらゆる検使用の便 60 の状況（便の堅さ、落下速度、方向等）や採便者 300 の体型にひとつの採便具 100 で対応可能となる。なお、側壁 1a と 1b のなす角度、板状体 2a と 2b のなす角度及び便受取部 20 と把持部 30 のなす角度をそれぞれ調節する場合には、採便具 100（便受取部 20 と把持部 30）を塑性変形する素材、例えば、アルミニウムで形成し、これらに外側、内側方向への力を加えればよい。

#### 【0053】

本実施例では、便受取部 20 及び把持部 30 を断面視 V 字状にて形成するものとしているが、採便者 300 が把持部 30 を把持することで採便具 100 を把持し、採便具 100 を自身の股の間から肛門下方域 70 へ挿入することで（肛門下方域 70 に便受取部 20 を位置させる）、便受取部 20 にて検使用の便 60 を受け取ることができるのであれば、便受取部 20 及び把持部 30 の形状はこれに限られるものではない。例えば、図 15 に示すように、便受取部 41 を底部 10c、側壁 10a、10b より構成することで断面視コ字状に形成し、把持部 51 を板状体より構成してもよい。このとき、便受取部 41 と把持部 51 との連設部に把持部 51 を便受取部 41 側へ折り込み可能にする折込線 12 を形成しておけば（便受取部 41 を把持部 51 側へ折り込むことも可能）、採便具 400 をコンパクトにして収納かつ廃棄処分することができる。また、便受取部 20 及び / 又は把持部 30 を断面視 U 字状に形成してもよい。なお、このときに便受取部 20 と把持部 30 との連設部に把持部 30 を便受取部 20 側へ折り込み可能にする折込線を形成しておけば（便受取部 20 を把持部 30 側へ折り込むことも可能）、上記と同様の効果（採便具 100 をコンパクトにして収納かつ廃棄処分することができる）を得ることができる。

#### 【0054】

最後に、本実施例では、採便具 100（便受取部 20 と把持部 30）を非水溶性の厚紙にて形成するものとしているが、非水溶性の素材であれば、他の素材、例えば、アルミニウムやゴム片等により採便具 100（便受取部 20 と把持部 30）を形成することもできる。また、便受取部 20 を非水溶性の素材で形成し、把持部 30 を水溶性の素材で形成してもよい。さらに、検使用の便 60 に水分が多く含まれている場合でも、便受取部 20 に厚みがあり、一定時間、便受取部 20 が検使用の便 60 に含まれる水分で溶けないのであ

10

20

30

40

50

れば、便受取部 20 を水溶性の厚紙等で形成することも可能である。なお、この場合、採便者 300 は、便受取部 20 が検便用の便 60 に含まれる水分で溶けるまでの間に、採便具 100 を自身の股の間から抜き出し、検便用の採取棒等にて必要な便を採取すればよい。

【0055】

このように、本実施例では、本発明の趣旨を逸脱しない範囲で種々の変更が可能であることはいうまでもない。

【実施例 2】

【0056】

次に、図 8 乃至図 13 を用いて、本発明の実施例 2 に係る採便具 200 の形態について説明する。なお、実施例 2 に係る採便具 200 の便受取部 40 と把持部 50 の形態及び素材は、実施例 1 に係る採便具 100 の便受取部 20 と把持部 30 の形態及び素材と同様であることから、ここでは説明を省略する。

10

【0057】

図 8 は本発明の実施例 2 に係る採便具を右方向からみた斜視図であり、図 9 は本発明の実施例 2 に係る採便具を正面方向からみた斜視図である。また、図 10 は本発明の実施例 2 に係る採便具の右側面図を表す。さらに、図 11 は本発明の実施例 2 に係る採便具の把持部を便受取部の直線延長方向に位置する箇所へ折り込んだ状態を表す正面方向からみた斜視図であり、図 12 は本発明の実施例 2 に係る採便具の把持部を便受取部側へ折り込んだ状態を、図 13 は本発明の実施例 2 に係る採便具の一方の側壁及び板状体を他方の側壁及び板状体側へ折り込んだ状態を表す斜視図である。

20

【0058】

便受取部 40 と把持部 50 は、図 8 及び図 9 に示すとおり、第 3 の折込線 7a、7b を介して連設されており、把持部 50 は、便受取部 40 を水平に置いた場合に上方かつ横方向に屈曲するよう形成される。便受取部 40 と把持部 50 のなす角度は、概ね 140 度に形成され（すなわち鈍角に形成される。例えば図 10）、把持部 50 は便受取部 40 に対し、概ね 60 度の傾きを有するよう形成される（左右いずれに傾いていてもよい）。

【0059】

採便具 200 は、図 11 に示す、第 2 の折込線 6a、6b、第 3 の折込線 7a、7b、第 4 の折込線 8 及び第 5 の折込線 9 に沿って矩形かつ扁平に折りたたんで、図 13 に示すとおりとすることができる。具体的には、まず、把持部 50 を便受取部 40 の直線延長方向に位置する箇所に移動させるようにする。このとき、第 2 の折込線 6a、6b より形成される三角形からなる面 6A を第 2 の折込線 6a、6b に沿って、便受取部 40 側へ倒し込むように折り込めば、把持部 50 は、この動きに連動して便受取部 40 の直線延長方向に位置する箇所に移動することになる（図 11）。そして、第 3 の折込線 7a、7b に沿って把持部 50 を便受取部 40 側へ折り込んだ後、この状態（把持部 50 が便受取部 40 側へ折り込まれた状態、すなわち、採便具 200 が二つ折りとなった状態（図 12））を維持しながら、第 4 の折込線 8 と第 5 の折込線 9 に沿って側壁 3b 及び板状体 4b を側壁 3a 及び板状体 4a 側へ折り込むようにする。これにより、採便具 200 は矩形かつ扁平に折りたたまれる（図 13）。なお、このとき、第 3 の折込線 7a、7b に沿って便受取部 40 を把持部 50 側へ折り込み、第 4 の折込線 8 及び第 5 の折込線 9 に沿って側壁 3a 及び板状体 4a を側壁 3b 及び板状体 4b 側へ折り込むことで、採便具 200 を矩形かつ扁平に折りたたむこともできる。

30

40

【0060】

次に、本発明の実施例 2 に係る採便具 200 の使用方法について説明する。なお、本発明の実施例 2 に係る採便具 200 の使用方法のうち、矩形かつ扁平に折りたたまれた採便具 200 を使用可能な状態に復元する方法並びに採便具 200 を自身の股の間から肛門下方域 70 へ挿入する方法以外については、実施例 1 に係る採便具 100 の使用方法と同様であることから、ここでは説明を省略する。

【0061】

50

まず、採便具 200 は、図 13 に示すように矩形かつ扁平に折りたたまれた状態で採便者 300 に配布される（例えば、採便具 200 は、検査用紙が入った封筒等にコンパクトに収納される。）。

#### 【0062】

次に、採便具 200 を受け取った採便者 300 は、矩形かつ扁平に折りたたまれた採便具 200 を使用可能な状態に復元する。具体的には、まず、採便者 300 は、第 4 の折込線 8 及び第 5 の折込線 9 に沿って側壁 3 a 及び板状体 4 a と側壁 3 b 及び板状体 4 b をそれぞれ外側へ開き（図 12 と同じ状態）、続いて、第 3 の折込線 7 a、7 b に沿って便受取部 40 と把持部 50 をそれぞれ外側へ開くようにする（図 11 と同じ状態）。そして、採便者 300 は、第 2 の折込線 6 a、6 b より形成される三角形からなる面 6 A を第 2 の折込線 6 a、6 b に沿って、把持部 50 側へ倒し込むようにする。これにより、把持部 50 は、この動きに連動して、便受取部 40 に対して傾いた状態に戻されることから、採便具 200 は使用可能な状態に復元される（例えば、図 8 乃至図 10 と同じ状態）。

10

#### 【0063】

そして、採便者 300 は、洋式便器 90 の便座に腰かけた後、又は、和式便器 91 上にしゃがみこんだ後に、把持部 50 を把持することで採便具 200 を把持し、採便具 200 を自身の股の間から肛門下方域 70 へ挿入する（図 6、図 7 と同様）。このとき、便受取部 40 と把持部 50 のなす角度は、概ね 140 度に形成されていることから（すなわち鈍角に形成される。例えば図 10）、採便者 300 は、より自身の体に近い位置で採便具 200 を把持することができ、便受取部 40 を肛門下方域 70 へ容易に導くことができる。また、このとき、採便具 200 は、把持部 50 が便受取部 40 を水平に置いた場合に上方かつ横方向に屈曲するよう形成されていることから、便受取部 40 は採便者 300 の尿道等下方域 80 を避けながら、肛門下方域 70 にセットされることとなる（図 14）。これにより、採便者 300 は、容易に検便用の便 60 に尿又は経血が付着しないよう採便作業を行うことができる。

20

#### 【0064】

このように、本発明では、把持部 50 が便受取部 40 を水平に置いた場合に上方かつ横方向に屈曲するよう形成されていることから、採便者 300 は、洋式便器の便座に腰かけた後、又は、和式便器上にしゃがみこんだ後に、容易に自身の尿道等下方域 80 を避けながら、肛門下方域 70 に本発明をセットすることができる（自身の尿道等下方域 80 を避けつつ、肛門下方域 70 に便受取部 40 を容易に位置させることができる。図 14）。これにより、採便者 300 は、容易に検便用の便 60 に尿又は経血が付着しないよう採便作業を行うことが可能になる。

30

#### 【0065】

また、採便具 200 は、第 2 の折込線 6 a、6 b、第 3 の折込線 7 a、7 b、第 4 の折込線 8 及び第 5 の折込線 9 に沿って矩形かつ扁平に折りたたむことができることから（図 13）、本発明では、採便具 200 をコンパクトにして収納かつ廃棄処分することができる。

#### 【0066】

なお、本実施例では、把持部 50 を便受取部 40 に対し、概ね 60 度の傾きを有するよう形成するものとしているが（左右いずれに傾いていてもよい）、採便者 300 が自身の尿道等下方域 80 を避けながら、肛門下方域 70 に本発明をセットすることができるのであれば（自身の尿道等下方域 80 を避けつつ、肛門下方域 70 に便受取部 40 を容易に位置させることができる。図 14）、把持部 50 の便受取部 40 に対する傾きはこの角度に限られるものではない。例えば、採便者 300 が男性の場合には、女性に比べ、尿道等下方域 80 の位置を自ら調節可能なことから、把持部 50 の便受取部 40 に対する傾きを 80 度程度（把持部 50 を便受取部 40 の直線延長方向に位置する箇所近づける）に形成してもよいし、採便者 300 が女性の場合には、男性に比べ、尿道等下方域 80 の位置を自ら調節困難なことから、把持部 50 の便受取部 40 に対する傾きを 40 度程度（把持部 50 を便受取部 40 の直線延長方向に位置する箇所から遠ざける）に形成してもよい。

40

50

## 【 0 0 6 7 】

また、本実施例では、便受取部 4 0 及び把持部 5 0 を断面視 V 字状にて形成するものとしているが、採便者 3 0 0 が把持部 5 0 を把持することで採便具 2 0 0 を把持し、採便具 2 0 0 を自身の股の間から肛門下方域 7 0 へ挿入することで（肛門下方域 7 0 に便受取部 4 0 を位置させる）、便受取部 4 0 にて検使用の便 6 0 を受け取ることができるのであれば、便受取部 4 0 及び把持部 5 0 の形状はこれに限られるものではない。例えば、便受取部 4 0 及び / 又は把持部 5 0 を断面視 U 字状に形成してもよい。また、便受取部 4 0 を底部、側壁より構成することで断面視コ字状に形成し、把持部 5 0 を板状体より構成してもよい。このとき、便受取部 4 0 と把持部 5 0 との連設部及びその近傍に、便受取部 4 0 を水平に置いた場合に上方かつ横方向に屈曲して連設されている把持部 5 0 を便受取部 4 0 の直線延長方向に位置する箇所に折るための折込線を形成し、便受取部 4 0 と把持部 5 0 との連設部に把持部 5 0 を便受取部 4 0 側へ折り込み可能にする折込線を形成しておけば（便受取部 4 0 を把持部 5 0 側へ折り込むことも可能）、採便具 2 0 0 をコンパクトにして収納かつ廃棄処分することができる。

10

## 【 0 0 6 8 】

さらに、本実施例では、（ 1 ）採便具 2 0 0 の側壁 3 a 及び 3 b と板状体 4 a 及び 4 b のそれぞれの長手方向及び短手方向の長さ、（ 2 ）側壁 3 a 及び 3 b と板状体 4 a 及び 4 b のそれぞれのなす角度、（ 3 ）便受取部 4 0 と把持部 5 0 のなす角度、（ 4 ）側壁 3 a と 3 b のなす角度、板状体 4 a と 4 b のなす角度及び便受取部 4 0 と把持部 5 0 のなす角度が可変である点、（ 5 ）採便具 2 0 0 （便受取部 4 0 と把持部 5 0 ）の素材について、

20

## 【 0 0 6 9 】

このように、本実施例では、本発明の趣旨を逸脱しない範囲で種々の変更が可能であることはいうまでもない。

## 【 符号の説明 】

## 【 0 0 7 0 】

- 1 a 側壁
- 1 b 側壁
- 2 a 板状体
- 2 b 板状体
- 3 a 側壁
- 3 b 側壁
- 4 a 板状体
- 4 b 板状体
- 5 第 1 の折込線
- 6 a 第 2 の折込線
- 6 b 第 2 の折込線
- 6 A 三角形状からなる面
- 7 a 第 3 の折込線
- 7 b 第 3 の折込線
- 8 第 4 の折込線
- 9 第 5 の折込線
- 2 0 便受取部
- 3 0 把持部
- 4 0 便受取部
- 5 0 把持部
- 6 0 検使用の便
- 7 0 肛門下方域
- 8 0 尿道等下方域
- 9 0 洋式便器

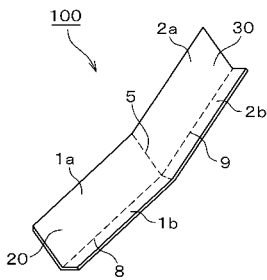
30

40

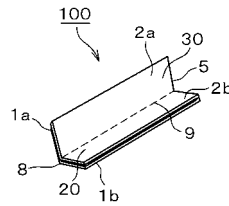
50

- 9 1 和式便器
- 1 0 0 採便具
- 2 0 0 採便具
- 3 0 0 採便者

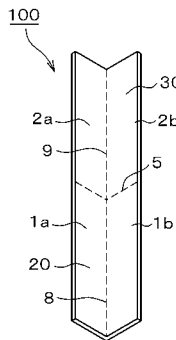
【 図 1 】



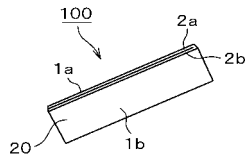
【 図 4 】



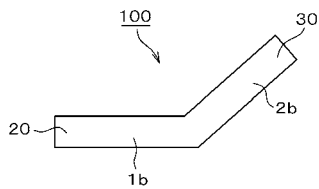
【 図 2 】



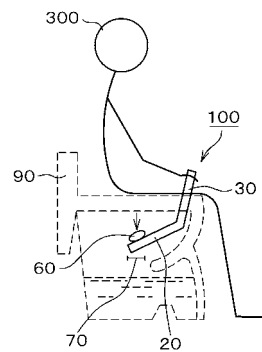
【 図 5 】



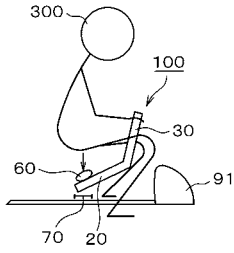
【 図 3 】



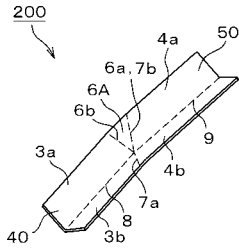
【 図 6 】



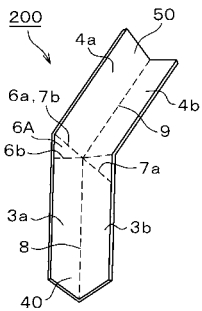
【 図 7 】



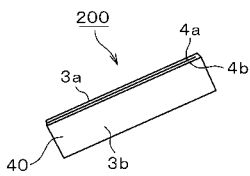
【 図 8 】



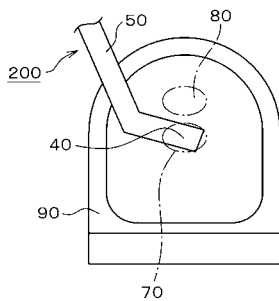
【 図 9 】



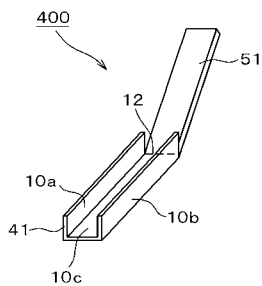
【 図 1 3 】



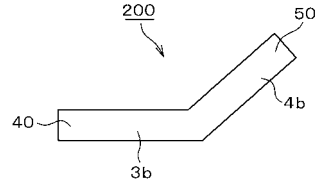
【 図 1 4 】



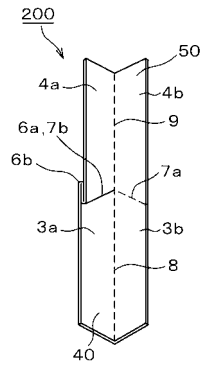
【 図 1 5 】



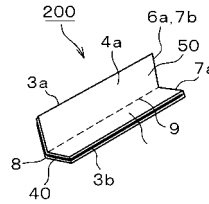
【 図 1 0 】



【 図 1 1 】



【 図 1 2 】



【手続補正書】【提出日】平成26年3月24日(2014.3.24)【手続補正1】【補正対象書類名】特許請求の範囲【補正対象項目名】全文【補正方法】変更【補正の内容】【特許請求の範囲】【請求項1】

検便の便を採取するための採便具であって、

検便の便を受取るための便受取部と、

該便受取部の一端に連設され、該採便具を把持するための把持部とを備え、

該便受取部と該把持部とのなす角度が鈍角であり、

該便受取部を水平に置いた場合に、該把持部が上方かつ横方向に屈曲して連設されてお

り、

該便受取部と該把持部との連設部及びその近傍に、該便受取部を水平に置いた場合に上  
方かつ横方向に屈曲して連設されている該把持部を該便受取部の直線延長方向に位置する  
箇所に折るための第2の折込線が設けられるとともに、

該便受取部と該把持部との連設部には該把持部を該便受取部側へ折り込み可能にする第  
3の折込線が設けられていること

を特徴とする採便具。

【請求項2】

該便受取部は、便の受けこぼしを防止するための一对の側壁を有するものであって、

該一对の側壁は該一对の側壁のそれぞれの下端一辺に設けられる、一方の側壁を他方の  
側壁へ向けて折込み可能にする第4の折込線を介して連設されるとともに、

該把持部は一对の板状体からなり、

該一对の板状体は該一对の板状体のそれぞれの下端一辺に設けられる、一方の板状体を  
他方の板状体へ向けて折込み可能にする第5の折込線を介して連設されていること

を特徴とする請求項1に記載の採便具。

【請求項3】

検便の便を採取するための採便具であって、

検便の便を受取るための便受取部と、

該便受取部の一端に連設され、該採便具を把持するための把持部とを備え、

該便受取部と該把持部との連設部に該把持部を該便受取部側へ折り込み可能にする第1  
の折込線が設けられており、

該便受取部は、便の受けこぼしを防止するための一对の側壁を有するものであって、

該一对の側壁は該一对の側壁のそれぞれの下端一辺に設けられる、一方の側壁を他方の  
側壁へ向けて折込み可能にする第4の折込線を介して連設されるとともに、

該把持部は一对の板状体からなり、

該一对の板状体は該一对の板状体のそれぞれの下端一辺に設けられる、一方の板状体を  
他方の板状体へ向けて折込み可能にする第5の折込線を介して連設されていること

を特徴とする採便具。

【請求項4】

該便受取部と該把持部とのなす角度が鈍角であることを特徴とする請求項3に記載の採  
便具。

【手続補正2】【補正対象書類名】明細書【補正対象項目名】0012【補正方法】変更【補正の内容】

## 【 0 0 1 2 】

請求項 1 の発明に係る採便具は、検使用の便を採取するための採便具であって、検使用の便を受取るための便受取部と、該便受取部の一端に連設され、該採便具を把持するための把持部とを備え、該便受取部と該把持部とのなす角度が鈍角であり、該便受取部を水平に置いた場合に、該把持部が上方かつ横方向に屈曲して連設されていて、該便受取部と該把持部との連設部及びその近傍に、該便受取部を水平に置いた場合に上方かつ横方向に屈曲して連設されている該把持部を該便受取部の直線延長方向に位置する箇所に折るための第 2 の折込線が設けられるとともに、該便受取部と該把持部との連設部には該把持部を該便受取部側へ折り込み可能にする第 3 の折込線が設けられていることを特徴とする。

## 【 手続補正 3 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0 0 1 3

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

## 【 0 0 1 3 】

請求項 2 の発明に係る採便具は、請求項 1 に記載の発明に係る採便具において、該便受取部は、便の受けこぼしを防止するための一对の側壁を有するものであって、該一对の側壁は該一对の側壁のそれぞれの下端一辺に設けられる、一方の側壁を他方の側壁へ向けて折込み可能にする第 4 の折込線を介して連設されるとともに、該把持部は一对の板状体からなり、該一对の板状体は該一对の板状体のそれぞれの下端一辺に設けられる、一方の板状体を他方の板状体へ向けて折込み可能にする第 5 の折込線を介して連設されていることを特徴とする。

## 【 手続補正 4 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0 0 1 4

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

## 【 0 0 1 4 】

請求項 3 の発明に係る採便具は、検使用の便を採取するための採便具であって、検使用の便を受取るための便受取部と、該便受取部の一端に連設され、該採便具を把持するための把持部とを備え、該便受取部と該把持部との連設部に該把持部を該便受取部側へ折り込み可能にする第 1 の折込線が設けられており、該便受取部は、便の受けこぼしを防止するための一对の側壁を有するものであって、該一对の側壁は該一对の側壁のそれぞれの下端一辺に設けられる、一方の側壁を他方の側壁へ向けて折込み可能にする第 4 の折込線を介して連設されるとともに、該把持部は一对の板状体からなり、該一对の板状体は該一对の板状体のそれぞれの下端一辺に設けられる、一方の板状体を他方の板状体へ向けて折込み可能にする第 5 の折込線を介して連設されていることを特徴とする。

## 【 手続補正 5 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0 0 1 5

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

## 【 0 0 1 5 】

請求項 4 の発明に係る採便具は、請求項 3 に記載の発明に係る採便具において、該便受取部と該把持部とのなす角度が鈍角であることを特徴とする。

## 【 手続補正 6 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0 0 1 6

【 補正方法 】 削除

【 補正の内容 】

## 【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

## 【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

本発明では、該便受取部と該把持部とのなす角度が鈍角に形成されていることから、採便者は、洋式便器の便座に腰かけた際、又は、和式便器上にしゃがみこんだ際、より自身の体に近い位置で本発明を把持することができる。これにより、本発明では、採便者は、より楽な姿勢で本発明を把持できるとともに、該便受取部の位置を調節できる。

## 【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

本発明では、該便受取部を水平に置いた場合に、該把持部が上方かつ横方向に屈曲して連設されていることから、採便者は、洋式便器の便座に腰かけた後、又は、和式便器上にしゃがみこんだ後に、容易に自身の尿道下方域及び女性器下方域（以下、尿道下方域及び女性器下方域を合わせて「尿道等下方域」という。）を避けながら、肛門下方域に本発明をセットすることができる（自身の尿道等下方域を避けつつ、肛門下方域に該便受取部を容易に位置させることができる）。これにより、本発明では、採便者は、容易に検使用の便に尿又は経血が付着しないよう採便作業を行うことができる。また、本発明には、上述のとおり、第2及び第3の折込線が設けられていることから、本発明では、コンパクト（二つ折り）に該採便具を収納かつ廃棄処分することができる。

## 【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

請求項2に記載の発明には、上述のとおり、請求項1に記載の発明に設けられる第2及び第3の折込線に加え、第4及び第5の折込線が設けられていることから、本発明では、請求項1に記載の発明の効果に加えて、さらに該採便具をコンパクト（矩形かつ扁平）に収納かつ廃棄処分することができる。

## 【手続補正 11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

請求項3に記載の発明では、第1、第4及び第5の折込線が設けられていることから、該採便具をコンパクト（矩形かつ扁平）に収納かつ廃棄処分することができる。

## 【手続補正 12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

請求項4に記載の発明では、該便受取部と該把持部とのなす角度が鈍角に形成されていることから、採便者は、洋式便器の便座に腰かけた際、又は、和式便器上にしゃがみこんだ際、より自身の体に近い位置で本発明を把持することができる。これにより、本発明では、請求項3に記載の発明の効果に加えて、採便者は、より楽な姿勢で本発明を把持することができるとともに、該便受取部の位置を調節できる。

—